

喫煙室がない施設を管理されている方へ



受動喫煙防止対策

として必要な措置があります

喫煙器具・設備等の撤去

灰皿スモークテーブル等の撤去
完全に撤去できない場合は布等
で覆うなどして、使用できない
状態にすること。

施設標識の除去

喫煙室の撤去に伴う標識の除去
喫煙できると誤認させるような
標識の除去